

改定協定書 兼 利用料金変更書

札幌市（以下「甲」という。）と札幌市資料館（以下「資料館」という。）の指定管理者である札幌市資料館運営共同事業体（以下「乙」という。）は、札幌市資料館条例の一部改正により、使用料の額が変更となった趣旨を踏まえ、次のとおり本施設の協定（以下「協定」という。）を改定し、協定第18条第1項及び第2項の規定により甲が乙に支払う管理費用を減額するとともに、利用料金を改定することに合意する。

上記合意の証として本書2部を作成し、双方が保管する。

（管理費用の減額等）

- 1 協定のうち、本書別表1の改定前の欄に示す部分を、この書面の締結の日以降、改定後の欄のように改める。

（利用料金の改定）

- 2 上記1による改定後の協定第17条の2の規定に基づき、甲乙の合意により、令和7年4月1日以降の利用料金を本書別表2のとおりに改定する。

令和7年 3月18日

（甲）札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

市長 秋元 克広 印



（乙）札幌市中央区北1条西2丁目1

札幌市資料館運営共同事業体

株式会社 コンベンションリ

代表取締役 平位 博昭



別表 1

改定前	改定後
(利用料金) 第17条 乙は、資料館の有料施設の利用に係る料金 (以下「利用料金」という) を乙の収入として収受することができる。 2 利用料金は、条例別表に定める使用料の額 (同表に定める使用の単位 (備付物件に係る使用の単位を含む) を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、同表の規定による使用料の額を基準として甲が別に定めるところにより算定した額) の範囲内において、乙が甲に書面にて協議を申し入れ、その承認を得た上で、定めなければならない。 3 前項の申入れは、新たに料金を定める予定の日の60日前までに行わなければならない。 (第4項以下 省略) (新設)	(利用料金) 第17条 乙は、資料館の有料施設の利用に係る料金 (以下「利用料金」という) を乙の収入として収受することができる。 2 利用料金は、条例別表に定める使用料の額 (同表に定める使用の単位 (備付物件に係る使用の単位を含む) を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、同表の規定による使用料の額を基準として甲が別に定めるところにより算定した額。以下同じ。) の範囲内において、乙が甲に書面にて協議を申し入れ、その承認を得た上で、定めなければならない。 3 前項の申入れは、新たに料金を定める予定の日の60日前までに行わなければならない。 (第4項以下 省略)
(管理費用) 第18条 甲は、管理業務に係る費用 (以下「管理費用」という) として、金207,255,000円を乙に支払うものとする。 2 前項の管理費用は、次の表のとおり年度ごと○回に分割して支払うものとし、各期の支払金額について、乙の請求があった日から起算して30日以内に支払うものとする。	(管理費用) 第18条 甲は、管理業務に係る費用 (以下「管理費用」という) として、金204,919,000円を乙に支払うものとする。 2 前項の管理費用は、次の表のとおり年度ごと12回に分割して支払うものとし、各期の支払金額について、乙の請求があった日から起算して30日以内に支払うものとする。

請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
回数					
1回目	3,457,000	3,457,000	3,457,000	3,457,000	3,457,000
2回目	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000
3回目	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000
4回目	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000
5回目	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000
6回目	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000
7回目	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000
8回目	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000
9回目	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000
10回目	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000
11回目	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000
12回目	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000	3,454,000
計	41,451,000	41,451,000	41,451,000	41,451,000	41,451,000

(第3項から第5項まで 省略)
(新設)

請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
回数					
1回目	3,457,000	3,412,000	3,412,000	3,412,000	3,412,000
2回目	3,454,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000
3回目	3,454,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000
4回目	3,454,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000
5回目	3,454,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000
6回目	3,454,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000
7回目	3,454,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000
8回目	3,454,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000
9回目	3,454,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000
10回目	3,454,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000
11回目	3,454,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000
12回目	3,454,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000	3,405,000
計	41,451,000	40,867,000	40,867,000	40,867,000	40,867,000

(第3項から第5項まで 省略)
6 指定期間中に経済情勢の激変その他予期することのできない特別な事情により、第1項に定める管理費用の額が著しく不適当となった場合は、甲乙協議の上、当該管理費用の額及び第2項に定める支払金額を変更することができる。

7 令和7年度から令和10年度までの間の各年度につき、乙の利用料金収入の額と管理費用の合計額が次の表に示す当該年度の管理に必要な経費の総額を下回る見込みとなったときは、甲は、同表に示す当該年度の補填上限額の範囲内で、第1項及び第2項の規定により乙に支払う管理費用とは別に、その下回ることが見込まれる額を当該管理費用の補填として支払うものとする。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
管理に必要	47,208,700	47,208,700	47,208,700	47,208,700

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
管理に必要な経費の総額	47,208,700	47,208,700	47,208,700	47,208,700
補填上限額	584,000	584,000	584,000	584,000

8 前項の管理費用の補填の額の算出の基礎となる利用料金収入の額は、当該年度の4月から2月までの利用料金収入の合計額に、当該年度の3月の利用料金収入の見込額として次の各号のうちいずれか小さい額を加えた額とする。

(1) 当該年度の前3年度間の各年度の3月における利用料金収入（当該利用料金収入が前条の規定により利用料金を定める前の期間のものであるときは、当該利用料金収入に11.46%を乗じた額を加えた額とする。）の平均額

(2) 当該年度の前3年度間の各年度における利用料金収入（当該利用料金収入が前条の規定により利用料金を定める前の期間のものであるときは、当該利用料金収入に11.46%を乗じた額を加えた額とする。）の平均額を12で除した額

9 第7項の管理費用の補填は、補填すべき額が確定した後、乙の請求があった日から起算して30日以内に支払うものとする。

別表 2

札幌市資料館条例(平成17年条例第110号)新旧対照表

現 行

区分		使用料		金額
		単位		
研修室	午前	午前9時から正午まで	3,400円	
	午後	午後1時から午後5時まで	4,500円	
	全日	午前9時から午後5時まで	7,900円	
ミニギヤラリー1	全日	午前9時から午後7時まで	4,900円	
ミニギヤラリー2			2,300円	
ミニギヤラリー3			2,100円	
ミニギヤラリー4			2,200円	
ミニギヤラリー5			2,200円	
ミニギヤラリー6			2,100円	

備考

1～7 (省略)

改 正 後

区分		使用料		金額
		単位		
研修室	午前	午前9時から正午まで	3,800円	
	午後	午後1時から午後5時まで	5,000円	
	全日	午前9時から午後5時まで	8,800円	
	全日	午前9時から午後7時まで	5,500円	
ミニギヤラリー1	全日	午前9時から午後7時まで	2,500円	
ミニギヤラリー2			2,300円	
ミニギヤラリー3			2,500円	
ミニギヤラリー4			2,500円	
ミニギヤラリー5			2,500円	
ミニギヤラリー6			2,300円	

備考

1～7 (現行のとおり)

備考

経常経費の増
を踏まえた使用
料の改定

